

令和5年12月1日



大学発新産業創出基金事業
可能性検証
プロジェクト推進型 起業実証支援
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム
(D-Global)
スタートアップ・エコシステム共創プログラム

令和5年度委託研究事務処理説明書

＝補完版＝

国立研究開発法人科学技術振興機構

スタートアップ・技術移転推進部

大学等

目次

A.事務処理説明書 共通版との違い	4
I. 委託研究契約の概要	6
1. 用語の解説	6
2. 契約締結にあたっての留意事項	8
◆ガイドラインへの対応	8
◆研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化	9
II. 経理・契約事務について	10
1. 直接経費の執行	10
◆直接経費の費目間流用	10
◆「物品費」の計上 [想定経費]	12
◆物品の取扱いについて [新会社への貸与・譲渡等]	12
◆「旅費」の計上 [航空機料金]	13
◆「人件費・謝金」の計上 [直接経費での雇用対象]	14
◆「人件費・謝金」の計上 [謝金の対象者]	15
◆「その他」の計上 [特許関連経費・市場調査等の費用]	16
◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [計上不可の経費]	18
◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [利益排除]	20
◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [利益相反自己申告書]	23
2. 証拠書類の管理について [収支簿]	24
3. 間接経費の執行	25
◆特許関連経費の取扱い	25
III. 知的財産権の管理について	26
1. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い	26
◆研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い等	26
◆JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い等	26
IV. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について	27
1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について	27
V. 各種報告書等の提出について	28
1. JSTへの提出物（経理様式）	28

令和5年度委託研究事務処理説明書 補完版（以下、本補完版という）について

●本補完版の見方について

本補完版は、以下の研究タイプの固有ルールがそれぞれ記載されています。

研究タイプ	アイコン
可能性検証	[基金] 可能性検証
プロジェクト推進型 起業実証支援	[基金] プロジェクト推進型 起業実証支援
ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム	[基金] D-Global
スタートアップ・エコシステム共創プログラム	[基金] スタートアップ・ エコシステム共創

本文中、「共通版の記載内容」の表の右上に、適用対象となる研究タイプのアイコンが表記されていますので、それぞれ該当する箇所をご参照ください。（表記がない場合は適用されません）

（例）下記の場合、プロジェクト推進型 起業実証支援のみに適用される内容です。他の研究タイプには適用されません。

対象となる研究タイプ



対象：

[基金] プロジェクト推進型

起業実証支援

共通版の記載内容

大学等：

●委託研究契約に係る書類

以下に掲載しております。報告書等の作成等に当たっては、必ず下記URLからダウンロードの上、所定の電子ファイルをご使用ください。

<https://www.jst.go.jp/contract/index2.html>

●研究者向けハンドブック

事務処理説明書（共通版、補完版）とは別に、研究活動を進めるにあたり、研究者向けに必要な事務処理等について説明するものです。

○可能性検証

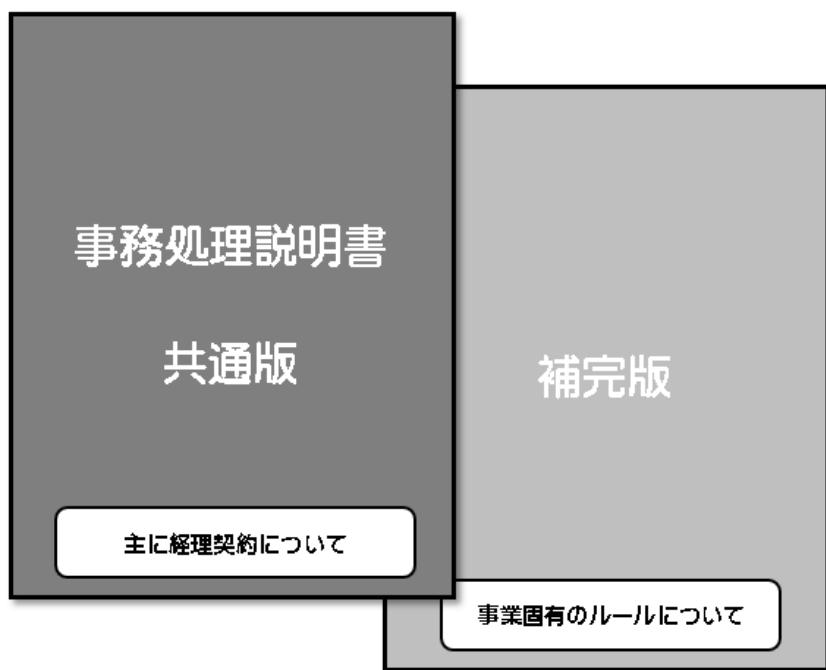
<https://www.jst.go.jp/program/startupkikin/feasibility/document.html>

A.事務処理説明書 共通版との違い

ここでは、「委託研究事務処理説明書 共通版」に
かかわる内容で事業固有の取扱いを掲載します

委託研究事務処理説明書の見方

- 委託研究事務処理説明書は、経理契約等共通の事項を「共通版」に記載し、共通版との取扱いの違いや事業固有のルールがある場合は、それらを「補完版」に記載しています。
- 共通版の各項目番見出しの直下に、補完版がある事業名（略称）を並べたアイコンを置いています。アイコンが白抜きとなりその右側に項目番号が記載されている事業は、当該項目について事業固有の取扱いがありますので、補完版でご確認ください。
- 共通版と補完版を合わせて「事務処理説明書」とします。
- 補完版と共通版の間で取扱いに差異が生じる場合は、補完版の定めが優先されます。
- 海外契約の場合は、契約書の記載が最優先されます。



- 事務処理説明書 共通版 大学等
 - 事務処理説明書 共通版 企業等
- 本補完版3ページにURLを記載しています。

I. 委託研究契約の概要

1. 用語の解説

対象 :	[基金] 可能性検証	[基金] D-Global	[基金] スタートアップ・エコシステム共創
共通版の記載内容	大学等 : 5~7ページ		
2. 用語の解説 の表			

<可能性検証>

上記に以下を追加します。

用語	説明
起業挑戦	起業の可能性を検証する研究課題。研究代表者、支援人材の2者で実施。（企業担当者を含め3者での実施也可） ※研究開発費として、特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等の費用も計上可能。
企業等連携	既存企業への技術移転の可能性を検証する研究課題。 研究代表者、支援人材、企業担当者の3者で実施。

<ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム>

上記に以下を追加します。

用語	説明
事業化推進機関	技術シーズの事業開発に責任を有する機関
代表事業化推進機関	複数の機関が事業化推進機関として参画する場合において、事業開発の主体となり、事業開発の推進全体に責任を有する機関
主たる共同事業化推進機関	複数の機関が事業化推進機関として参画する場合において、事業開発の一部を担う代表事業化推進機関以外の機関
事業化推進者	事業化推進機関において課題の事業開発に携わる者
アシスタント	報告書作成や市場調査対応など、事業開発のアシスタントを担う者（ただし、経理処理等の管理部門に係る活動は除く）

<スタートアップ・エコシステム共創プログラム>

上記に以下を追加します。

用語	説明
プラットフォーム（P F）	主幹機関、S U創出共同機関、協力機関で構成される本プログラムの推進共同体
主幹機関	本プログラムにおけるP Fの活動を中心となって推進する国内の機関
S U創出共同機関	主幹機関と連携して、本プログラムにおけるP Fの活動を推進する国内の機関
協力機関	主幹機関、S U創出共同機関が推進する本プログラムにおけるP Fの活動に協力する機関（なお、協力機関はJ S Tと委託研究契約は締結しない）
事業化推進機関	研究成果の事業化に向けた事業開発に責任を有する機関
総括責任者	本プログラムのP Fの全体責任者、及び主幹機関の責任者
S U創出共同機関責任者	本プログラムのS U創出共同機関の責任者
プログラム代表者	主幹機関において本プログラムの実運用全体をとりまとめる者
プログラム共同代表者	主幹機関及びS U創出共同機関において本プログラムの実運用を中心的に推進する者
スタートアップ創出プログラム	新しい現象の発見を目指す基礎研究ではなく、研究成果と事業化の間のギャップを埋めるため、事業化に向けて達成すべきマイルストン（研究開発及び事業化に向けて節目となる中間目標）を設定し、ビジネスモデルのブラッシュアップ、試作品製作、仮説検証のためのデータ取得（実験結果、計算結果）等の整備を進めるプログラム
本研究	プログラム推進費及び研究開発費による業務
プログラム推進費	研究開発費以外のスタートアップ創出プログラムの構築・運営、スタートアップ・エコシステムの構築に向けた環境整備に使用する費用
研究開発費	研究者が研究成果の事業化に向けて、事業化マイルストン及び研究開発マイルストンを設定の上、これらマイルストンの達成に向けて研究成果と事業化の間のギャップを埋めるために必要な活動に使用する費用

2. 契約締結にあたっての留意事項

◆ガイドラインへの対応

対象： [基金] スタートアップ・エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等： 10～11ページ
「(2) 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン対応」全ての箇所	
共通版の記載内容	大学等： 11～12ページ
(3) 体制整備等自己評価チェックリストおよび研究不正行為チェックリストについて	

スタートアップ創出プログラムで採択された研究開発課題による研究活動を行わない場合、上記(2)は適用しません。

また、上記(3)について、スタートアップ創出プログラムで採択された研究開発課題による研究活動を行わない場合、「研究不正行為チェックリスト」の提出は不要です。

	ガイドライン への対応	チェックリスト の提出	補足
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン	必要	必要	
研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン	必要	必要	スタートアップ創出プログラムで採択された研究開発課題による研究活動を行う場合
	-	-	スタートアップ創出プログラムで採択された研究開発課題による研究活動を行わない場合は対象外（ガイドラインは参考）

◆研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化

対象：
起業実証支援

[基金] プロジェクト推進型

[基金] D-Global

共通版の記載内容	大学等： 13ページ
(9) 研究チームに参画する研究機関間の連携・権利義務の明確化 本研究の適切な実施や研究成果の活用等に支障が生じないよう知的財産権の取扱いや秘密保持等に関して、委託研究契約に反しない範囲で参画機関との間で共同研究契約を締結するなど、必要な措置を講じてください。	

上記に以下を追加します。

なお、研究を開始するにあたり、事業プロモーターユニットまたは事業化推進機関との間で、事業プロモーターまたは事業化推進機関を中心としたプロジェクトマネジメントや役割分担等も含めた連携・協力にかかる覚書・協定書を締結していただきます。

※事業プロモーターユニットとは事業プロモーターが所属する機関等をいいます。

(事業プロモーターとは大学等の技術シーズに対して、効果的・効率的に事業化に向けた研究及び事業化支援を実施しうる事業化ノウハウを持った人材をいいます。)

II. 経理・契約事務について

1. 直接経費の執行

◆直接経費の費目間流用

対象：

[基金] スタートアップ・
エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等： 27ページ
(2) 直接経費の費目間流用 <p>本研究の目的に合致することを前提に以下の条件・手続きのもと、直接経費の費目間流用が可能です。<u>なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められませんので、ご注意ください。</u></p>	

上記の下線部分は以下のとおりとします。

なお、直接経費と間接経費との間の流用は認められません。また、プログラム推進費と研究開発費との間の流用も認められませんので、ご注意ください。

対象： [基金] 可能性検証

共通版の記載内容

大学等： 27~29ページ

(2) 直接経費の費目間流用

① JSTの確認を必要としないで流用が可能な場合

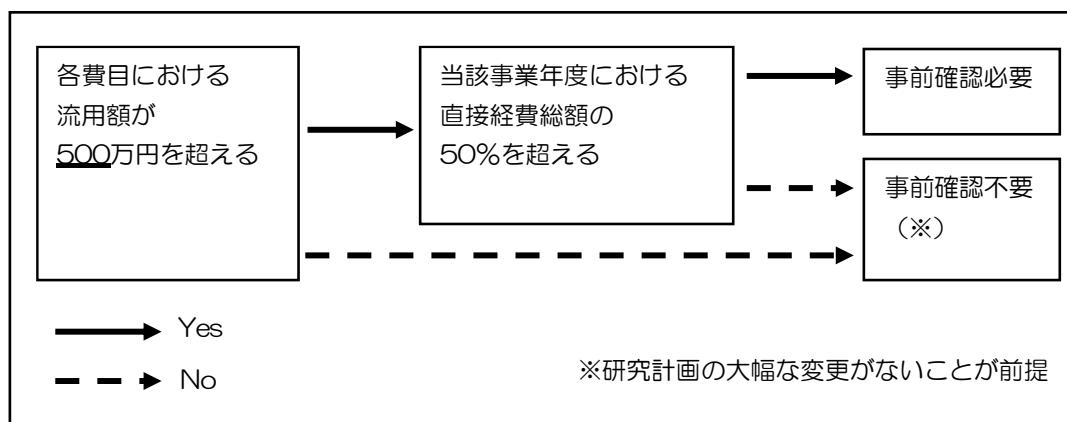
各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%（直接経費総額の50%の額が500万円に満たない場合は500万円）を超えないとき

(中略)

② JSTが本研究の実施上必要であると確認した上で流用が可能な場合

各費目における流用額が、当該事業年度における直接経費総額の50%および500万円を超えるとき

(中略)



上記の下線部分にあてはまる流用額は、100万円となります。

◆ 「物品費」の計上 [想定経費]

対象 :

[基金] D-Global

[基金] スタートアップ・
エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等 : 29ページ
(3) 「物品費」の計上	

上記に以下を追加します。

事業化推進機関の活動経費としては、設備備品費（耐用年数1年以上かつ取得価額10万円以上の備品）や試作品を計上することは想定していません。事業化推進機関の活動を遂行するために必要な消耗品、書籍等の経費を想定しています。不都合が生じる場合はJST課題担当者にご相談ください。

※ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムでは、事業化推進機関に加えて、経営者候補人材の活動経費も、上記と同様の扱いとなります。

◆ 物品の取扱いについて [新会社への貸与・譲渡等]

対象 :

[基金] プロジェクト推進型

起業実証支援

[基金] D-Global

[基金] スタートアップ・
エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等 : 31ページ
<p>(4) 物品の取扱いについて</p> <p>① 物品の種類と所有権の帰属</p> <p>a. 取得物品</p> <p>研究機関が本研究のために直接経費により取得した物品等であり、所有権は研究機関に帰属します。</p> <p>取得物品には、直接経費により調達された消耗品などを含む物品等が全て含まれます。</p>	

上記に以下を追加します。

本研究終了後、本研究の研究成果にて設立された新会社から要望のあった取得物品はその新会社に貸与・譲渡等の便宜を図ってください。

◆ 「旅費」の計上 [航空機料金]

対象： [基金] D-Global

共通版の記載内容	大学等： 35ページ
(5) 「旅費」の計上	
④ 旅費計上に関する留意事項	

上記に注4) として以下を追加します。

注4) 海外旅費における航空機のファーストクラス料金は認められません。

◆ 「人件費・謝金」の計上 [直接経費での雇用対象]

対象：	[基金] 可能性検証	[基金] プロジェクト推進型 起業実証支援	[基金] D-Global
共通版の記載内容	大学等： 36ページ		
<p>(6) 「人件費・謝金」の計上</p> <p>② 直接経費での雇用対象</p> <p>本研究を実施するために直接必要な研究員・技術員・研究補助員等で、研究計画書に研究参加者としての登録がある者。ただし、以下に該当する者の人件費は、原則、直接経費に計上することができません。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 研究担当者（※） b. 国立大学法人、独立行政法人、学校法人等で運営費交付金や私学助成金等により国から人件費を措置されている者 <p>（以下略）</p>			

<可能性検証>

上記に c. として以下を追加します。

c. 企業担当者、支援人材

※企業担当者とは応募に際しニーズ元となった企業を本研究において代表し、研究計画書に「企業担当者」として記載されるものをいいます。

※支援人材とは事業化に向けて継続的に支援する役割を担い、研究計画書に「支援人材」として記載されるものをいいます。

<プロジェクト推進型 起業実証支援>

上記に以下を追加します。

大学等で新たに雇用等した経営者候補人材については、人件費・謝金を支出することができます。事前にJST課題担当者にご相談ください。

<ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム>

上記に以下を追加します。

大学等で新たに雇用等した経営者候補人材については、人件費・謝金を支出することができます。事前にJST課題担当者にご相談ください。

なお、経営者候補人材の人事費・謝金は、研究機関の規程の範囲で高額な報酬を検討する場合においても、スタートアップ創出後に想定される報酬額を上限として適切な金額となるようにしてください。

ただし、委員会等の判断により人件費・謝金の上限を設けることがあります。

<スタートアップ・エコシステム共創プログラム>

上記に以下を追加します。

c. 総括責任者、SU 創出共同機関責任者、プログラム代表者、プログラム共同代表者

なお、大学等で新たに雇用等した経営者候補人材（※）については、人件費・謝金を支出することができます。事前にJST課題担当者にご相談ください。

※個別の研究開発課題に紐づく経営者候補人材の人事費については、原則として「研究開発費」からの支出とします。

◆ 「人件費・謝金」の計上 [謝金の対象者]

対象： [基金] スタートアップ・エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等： 38ページ
(6) 「人件費・謝金」の計上 ⑤ 招待講演・専門的知識の提供に係る謝金について 本研究の実施に伴い直接必要である場合に限り計上可能です。また、単価基準は研究機関の規程に準じて執行してください。 招待講演等により外部専門家に謝金を支払う場合を想定しています。 <u>ただし、他の研究機関所属の者であっても、同一研究チームの研究参加者として参画している場合は、招待講演等の謝金対象とすることはできません。</u>	

上記の下線部分は以下のとおりとします。

ただし、研究計画書に研究参加者としての登録がある者（経営者候補人材を除く）は謝金対象とすることはできません。

スタートアップ・エコシステム共創プログラムでは、主幹機関、SU 創出共同機関の参加者は全て研究計画書に研究参加者として登録するものとします。

◆ 「その他」の計上 [特許関連経費・市場調査等の費用]

対象：	[基金] 可能性検証	[基金] プロジェクト推進型 起業実証支援	[基金] D-Global
[基金] スタートアップ・エコシステム共創			
共通版の記載内容	大学等： 49ページ～55ページ		
(8) 「その他」の計上			

上記に⑧、⑨として以下を追加します。

⑧ 特許関連経費について

大学等を対象として、以下の要件を全て満たすことを条件として、特許関連経費を直接経費に計上することができます。また、条件を満たしていない場合は間接経費に計上することができます。

- ・研究期間中に得られた研究成果、または、研究期間中に知財戦略を構築した結果、出願が必要となった成果（本研究期間開始前の成果）を出願するものであること。
- ・原則、委託研究期間内に出願すること。

【ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムは、以下も満たすことが条件】

- ・大学等の単独出願もしくは課題内の大学等の共同出願であること。
- ・当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本事業で支出した特許関連経費分の費用（例：ライセンスの一時金等）を大学等に支払う仕組みを、各大学等において策定すること。

【スタートアップ・エコシステム共創プログラムは、以下も満たすことが条件】

- ・大学等の単独出願もしくは同一PF内の大学等の共同出願（共同出願が可能なのはPF内の複数大学等でスタートアップ創出プログラムを共同実施した際に得られた研究成果に基づく特許出願の場合のみ）であること。
- ・当該特許を基に起業したスタートアップが一定の収益を得た後、本事業で支出した特許関連経費分の費用を大学等に支払う仕組み（例：ライセンスの一時金等）を、各大学等において策定すること。
- ・スタートアップ設立に向けて必要な特許を確保するための方針や体制をPF全体として定めていること。

- 注1) 特許出願する場合、事前に特許戦略を十分検討ください。
- 注2) 知財戦略上必要な場合、国内出願が済んでいる特許の外国出願（PCT出願を含む）も対象となります。
- 注3) 計上にあたっては、知財戦略及び特許出願について記載のある計画書がJSTで承認されている必要があります。
- 注4) 成果の創出に寄与した研究費制度等において、特許出願に関して制約がある場合には、事前にその制約を確認してください。

直接経費に計上することが可能な経費は、出願料（外国含む）、登録料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用（上限は1言語につき税抜き100万円）等、出願・審査・権利化にかかる経費となります。ただし、維持年金、登録維持年金（登録料と不可分な場合は可）、訴訟等に関する費用などは対象外です。判断が難しい場合や計画書に記載のない特許関連経費について直接経費での計上の必要性が生じた場合はJST課題担当者にご相談ください。

【以下は可能性検証（起業挑戦）のみが対象】

⑨ 市場調査等の費用について

起業挑戦では、起業の可能性検証に必要な特許調査、競合調査、市場調査、試作品によるユーザー評価などプレマーケティング等の費用を直接経費に計上することが可能です。

- ・認められる例： 調査報告書の購入費用、調査業務やアンケートの外注費用、ヒアリング等のためのサンプルの制作費用、展示会出展費用（報告書等において、どのような効果があったか報告いただきます）など
- ・認められない例： 有償配布するサンプルの制作費用、配布先からのフィードバックを伴わないサンプルの制作費用、調査業務を伴わないコンサルティングのみの費用など

- ※ 技術的目標を確認するための試作費用は、直接経費に計上可能です。（上記の調査費用には該当しません）
- ※ 研究開発要素を含む再委託はできません。
- ※ 研究参加者（支援人材を含む）への市場調査等の外注費は、実質的に人件費と見なされるので、認められません。（大学等で雇用し、人件費として計上してください）
- ※ 研究期間中に当初計画から変更して起業の検討を行うこととした場合で、かつJSTが認めた場合には、企業等連携から起業挑戦に変更することが可能ですので、JST課題担当者までご相談ください。

◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [計上不可の経費]

[基金] 可能性検証	[基金] プロジェクト推進型 起業実証支援	[基金] D-Global
対象 :		
[基金] スタートアップ・ エコシステム共創		
共通版の記載内容	大学等 : 55~56ページ	
(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項		
① 直接経費として計上できない経費		

<可能性検証>

上記に以下を追加します。

- 研究参加者に含まれる経営者候補等への市場調査等の外注費
- スタートアップ設立経費、スタートアップ活動経費等（法人登記日前後に関わらず、計上できません）

<プロジェクト推進型 起業実証支援>

上記に以下を追加します。

- 研究参加者に含まれる経営者候補等への市場調査等の外注費
- スタートアップ設立経費、スタートアップ活動経費等（法人登記日前後に関わらず、計上できません）
- 事業プロモーターに対する旅費、人件費、謝金

<ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム>

上記に以下を追加します。

- 研究参加者に含まれる経営者候補等への市場調査等の外注費
- スタートアップ設立経費等（法人登記日前後に関わらず、計上できません）
- 事業化推進機関の活動業務そのものの外注費
- アシスタント業務の外注費

<スタートアップ・エコシステム共創プログラム>

上記に以下を追加します。

- ・スタートアップ設立経費等（法人登記日前後に関わらず、計上できません）
- ・視察を目的とした海外出張・派遣
- ・施設の新設及び既存施設の増改築・改修・取得等に係る経費（工事費のほか、建設設計画に関する調査、設計及び監理等の施設の整備に必要な経費を含む）
- ・広く受講者（学生・教職員・社会人等）に対してアントレプレナーシップを醸成することを目的とした人材育成プログラムの開発・運営等（ただし、スタートアップ創出プログラムに係る研究者や経営者候補人材等への研修等については支出可能）

◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [利益排除]

対象 :	[基金] 可能性検証	[基金] プロジェクト推進型 起業実証支援	[基金] D-Global
共通版の記載内容	大学等 : 57~58ページ		
<p>(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項</p> <p>⑥ 研究チームに参画する研究機関からの調達について</p> <p>チーム内の共同研究企業から物品等の調達を行う場合は、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積もり）を行ってください。合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、利益排除等の措置を行うことが望ましいと考えられますので、事前にJSTへ相談してください。</p>			

上記の「チーム内の共同研究企業」は、利益排除早見表の調達先に記載の機関（※）が対象となります。これらの機関から調達を行う場合は、以下の点をふまえ、利益排除等の措置を行ってください。

※以下、利益排除早見表の調達先に記載の機関を「対象機関」とします。

(a) 共通版に記載のとおり、原則として、競争原理を導入した調達（入札または相見積）を行ってください。2者以上（対象機関を含まない）による競争の結果、対象機関の調達価額が他者の価額以下となる場合は、利益排除は不要です。なお、ここでいう調達価額とは、適正な利益率を加味した価額（定価等）を指します。

(b) 合理的な選定理由により競争による調達を行わない場合の経費の計上にあたっては、以下のとおり対応してください。

①原則として、製造原価又は仕入原価を用いることにより利益排除を行ってください。

なお、原価の証拠書類等を明らかにできない場合には、対象機関の製造部門等の責任者名によって、製造原価証明書を作成してください。

原価の証拠書類等または製造原価証明書について、収支簿の提出が必要な研究機関においては、収支簿に添付して提出してください（様式任意）。

【以下はプロジェクト推進型 起業実証支援、ディープテック・スタートアップ国際展開プログラムのみが対象】

②上記の①が困難な場合は、研究機関の利益相反委員会に諮る等により検討いただき、その結果を文書として残し、適切な利益相反マネジメントを実施してください。JST課題担当者が当該文書を確認することができます。

③事業プロモーター単位やそのファンド、または事業化推進機関やそのファンドが出資している機関から調達を行う場合において、上述の措置がいずれも困難な場合は、JSTに設置されている「大学発新産業創出基金事業起業実証支援・事業プロモーター支援委員

会」または「大学発新産業創出基金事業ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム委員会」に相談内容を記載した申告書を提出してください。申告書には上述のいずれの措置も困難な理由を明記いただきます。

(c) 1契約が100万円未満の場合は、利益排除を省略することが可能です。

(d) 「役務」の調達を行う場合は、仕様により作業内容が明確であるとともに、作業内容に研究要素を含まないことが要件となります。

■利益排除早見表

調達先	<可能性検証>		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ元企業及び参画機関等（100%子会社等を含む） 		
	<プロジェクト推進型 起業実証支援>		
		<ul style="list-style-type: none"> ・事業プロモーターの所属機関（100%子会社等を含む） ・事業プロモーターユニットやそのファンドが出資している機関 	
		<ディープテック・スタートアップ国際展開プログラム>	
		<ul style="list-style-type: none"> ・参画機関等（100%子会社等を含む） ・事業化推進機関やそのファンドが出資している機関 	
1 契約の金額 (税込)	100万円以上		100万円未満
調達方法	競争による調達 (入札または相見積) (※1)	競争以外の調達 (合理的な選定理由) (※1)	研究機関の規程に 則った調達
利益排除	2者以上（※2）との競争 の結果、対象機関からの 調達価額が他者の価額以 下であれば、利益排除は 不要	<p>以下のいずれかの方法に よる対応が必要（※3）</p> <p>①製造原価または仕入原 価を用いた利益排除</p> <p>②研究機関の利益相反委 員会に諮る等、利益相反 マネジメントを実施</p> <p>③JSTに設置されてい る「大学発新産業創出基 金事業起業実証支援・事 業プロモーター支援委員 会」または「大学発新産 業創出基金事業ディープ テック・スタートアップ 国際展開プログラム委員 会」に相談内容を記載し た申告書を提出</p>	利益排除を省略可

（※1）原則として、競争による調達（入札または相見積）を行ってください。

（※2）対象機関は含まない。

（※3）**②③**は、プロジェクト推進型 起業実証支援、ディープテック・スタートアップ国際展開プログ
ラムのみが対象です。

①が困難な場合は、**②**の方法を選択してください。

③は、調達先が事業プロモーターユニットやそのファンド、または事業化推進機関やそのファ
ンドが出資している機関であり、**①**、**②**がいずれも困難な場合のみ選択してください。

（※4）ニーズ元企業とは大学等が保有する研究成果、知的財産を元に自社等が保有し、本研究におい
て解決を志向する開発ニーズを有する企業等をいいます。

（※5）参画機関とは全体計画書に基づき実施される共同研究に参画する全ての機関をいいます。

（※6）100%子会社等とは、持分比率が連結決算ベースで100%となる子会社・孫会社をいい
ます。（期中で出資比率が変動する場合は、出資比率変更日以降から、計上方法を変更して
ください。）

◆直接経費の執行全般に関する留意事項 [利益相反自己申告書]

[基金] プロジェクト推進型
対象 :
起業実証支援

共通版の記載内容	大学等 : 55~58ページ
(9) 直接経費の執行全般に関する留意事項	

上記に⑦として以下を追加します。

⑦ 利益相反自己申告書の提出

利益相反状態について把握し適切に対応するため、ＪＳＴ課題担当者の求めに応じて別途定める様式に従い利益相反自己申告書を提出いただきます。

2. 証拠書類の管理について [収支簿]

対象：
[基金] スタートアップ・
エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等： 59ページ
<p>(1) 作成・管理をしていただく経理等関係書類</p> <p>① 収支簿（経理様式2）</p> <p>直接経費の収支を明らかにするため、収支簿を作成し、予算費目毎に収支管理を行っていただく必要があります。</p> <p>収支簿は研究担当者別（委託研究契約単位）に明確に区分してください。</p>	

上記に以下を追加します。

プログラム推進費、研究開発費の収支簿はそれぞれ別表になるように作成してください。

3. 間接経費の執行

◆特許関連経費の取扱い

[基金] 可能性検証	[基金] プロジェクト推進型 起業実証支援	[基金] D-Global
対象：	[基金] スタートアップ・ エコシステム共創	
共通版の記載内容	大学等： 63ページ	
「間接経費の主な使途の例示」表の下部		
注) 特許関連経費の取扱い：本事業では、「特許関連経費（出願料、弁理士費用、関係旅費、手続き費用、翻訳費用等）」については、間接経費での計上を原則とします。		

上記について、本補完版16～17ページの ◆「その他」の計上に記載のとおりとします。

III. 知的財産権の管理について

1. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い

◆研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い等

対象： [基金] 可能性検証

共通版の記載内容	大学等： 75ページ
2. 研究機関所属の研究者等（研究機関発明者）の持分に係る知的財産権の取扱い 「(2) 研究機関が発明等を権利化しない場合の取扱い」全ての箇所	
共通版の記載内容	大学等： 76～79ページ
(3) 研究機関に帰属した（JSTとの共有でない）知的財産権について ① JSTへの届け出 (中略) <u>(*3) JSTが有用性等を審査の上承継し、必要な手続きを行う場合がありますので、</u> ・「登録料もしくは年金の不納」、「出願審査請求の未請求」により自らの意思で 知的財産権を放棄する場合は、当該放棄に係る法的期限の30日前までにJST へ通知してください。 ・法的期限のない「出願取り下げ」については、放棄予定日の30日前までに放 棄予定日をJSTへ通知してください。 なお、下記事由については、速やかにJSTへ通知されることを前提に事後の 通知とすることができます。 「拒絶承服」、「異議承服」、「無効承服」、「却下」、「消滅」	

上記及び下線部分は適用しません。JSTが知的財産権の一部または全部を持つことはありません。

◆ JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い等

対象： [基金] 可能性検証

共通版の記載内容	大学等： 81ページ
「(4) JSTとの共有に係る知的財産権の取扱い」全ての箇所 「(5) JSTに帰属した知的財産権の研究機関への譲渡について」全ての箇所	

上記は適用しません。

IV. 研究機関における管理監査体制、不正行為等への対応について

1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について

対象：
[基金] スタートアップ・
エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等： 86ページ
1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について	

上記の「1. 公的研究費の管理・監査の体制整備等について」の前に以下を追加します。

研究を実施しない機関についても、公的資金による委託研究費の適正な執行を図るため、以下の内容を準用します。また、個々のプログラムの推進に際してご留意いただくとともに「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出にご対応ください。なお、スタートアップ創出プログラムで採択された研究開発課題による研究活動を行わない場合、「研究不正行為チェックリスト」の提出は不要です。

V. 各種報告書等の提出について

1. JSTへの提出物（経理様式）

対象：

[基金] スタートアップ・
エコシステム共創

共通版の記載内容	大学等： 95ページ
1. JSTへの提出物（経理様式） の表	

上記に留意事項として以下を追加します。

※プログラム推進費、研究開発費の経理様式1「委託研究実績報告書（兼収支決算報告書）」は
それぞれ別表になるように作成してください。